

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和3年3月30日京都市条例第51号）（保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課）

1 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）の施行により食品衛生法の一部が改正されることに伴い、京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例を廃止することとしました。

2 改正法の施行により食品衛生法の一部が改正されること及び食品表示法の一部が改正されることに伴い、京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の規定を整備することとしました。

この条例は、令和3年6月1日から施行することとしました。

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第51号

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例の廃止)

第1条 京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例は、廃止する。

(京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部改正)

第2条 京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 自主回収に係る報告(第15条・第16条)」を削り、「第17条」を「第15条」に、「第18条～第22条」を「第16条～第20条」に、「第23条」を「第21条」に改める。

第2章第3節を削る。

第3章中第17条を第15条とする。

第18条中「及び京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」を削り、「重要事項」の右に「及び食品衛生法施行規則別表第17第1号ロ(3)に規定する都道府県知事等が適正と認める講習会の選定」を加え、第4章中同条を第16条とする。

第19条を第17条とし、第20条から第22条までを2条ずつ繰り上げ、第5章中第23条を第21条とする。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)